

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日、会社Aに雇用され、B県C市所在の同社Dセンター（以下「会社」という。）において、コンビニエンスストアへ配送するチルド商品の仕分け作業に従事していた

請求人によれば、入社当日から両腕に痛みを感じていたものの何とか作業を続けていたが、両腕の痛みで平成〇年〇月は1か月間休職し、同年〇月に仕事に復帰したところ、左腕が尋常ではないくらい痛くなったという。

請求人は、同年〇月〇日、E病院に受診し「左前腕部腱鞘炎、左肩関節周囲炎」と診断された。

請求人は、上記傷病は業務上の事由によるものであるとして、監督署長に療養補償給付の請求をしたところ、監督署長は、請求人に発症した傷病は業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

（略）

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、請求人に発症した傷病が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人は、箱の持ち上げ作業を繰り返したことにより、「左肩関節周囲炎」を発症したと主張しているので、以下、検討する。

まず、請求人の傷病に係る医師の見解をみると、請求人を診療したF医師は平成〇年〇月〇日付け産業医への返信において、「X線検査、触診、可動領域検査にて、左肩関節周囲炎と診断いたしました。」と述べている。当審査会としても、請求人に認められた症状及び検査所見に鑑み、F医師の意見は妥当であり、請求人は「左肩関節周囲炎」（以下「本件疾病」という。）を発症していたものと判断する。

(2) ところで、本件疾病を含む上肢等に過度の負担のかかる業務による疾病の業務起因性の認定基準については、労働省（現厚生労働省）労働基準局長が「上肢作業に基づく疾病の業務上外の認定基準について」（平成9年2月3日付け基発第65号。以下「認定基準」という。）を策定しており、当審査会としても、その取り扱いを妥当なものとするので、以下、認定基準に照らして本件について検討する。

(3) そこで、請求人の従事した業務内容についてみると、決定書理由第2の2の(2)のイの(ア)に説示するとおり、請求人の行った作業は、認定基準が対象とする「上肢の反復動作の多い作業」に該当するものではない。また、請求人の作業従事期間は約4か月間であり、発症2か月前から発症1か月前までの約1か月間は休業していることから、認定基準に定める「相当期間」（原則として6か月程度以上）には及ばず、業務量及び労働時間についても「過重な業

務」には該当しないと判断する。したがって、当審査会としても、上記決定書に説示するとおり、請求人の本件傷病は、認定基準の要件を満たしていないものと判断する。

(4) なお、本件疾病の発症について、F医師は、要旨、「反復して作業し、負荷がかかったためと考えている。」と述べているが、G医師は、要旨、「相当な重労働を繰り返して起きたというのであれば別だが、いつもと同じ作業を毎日している中で起きたというのであれば、本人の素因に関してその作業が強かったというだけで、たまたま仕事中に痛みが起こったというだけのことだと考える。」と述べている。当審査会としては、請求人の業務従事歴及び症状の発現経緯に鑑みると、G医師の意見が妥当であり、本件疾病と業務との間に医学的因果関係は認められないものと判断する。

(5) したがって、当審査会としても、請求人に発症した本件疾病は業務上の事由によるものであるとは認められないと判断する。

4 以上のとおりであるので、監督署長が請求人に対してした療養補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。